

手形異議申立預託金に対する差押

当社が取引先A社から受領した約束手形につき、取引銀行に取立を委任したのですが、振出人Bは「本件約束手形は偽造されたものである。」と主張して異議申立をしたため、手形は決済されませんでした。当社は振出人Bに対して異議申立預託金返還請求権の仮差押をしました。ところが、当社以外のC社が振出人Bに対して売掛金を有しており、C社も当社の後に異議申立預託金返還請求権の仮差押をしました。更に、本件手形にかかる支払銀行Dは、A社に対して貸付金を有しており、異議申立預託金返還請求権と貸付金を相殺すると主張しています。この場合、約束手形を所持する当社が異議申立預託金を優先的に受け取るのではないのでしょうか。

1 異議申立預託金

手形が決済されないこと（支払銀行が支払に応じられないと認めること）を不渡といい、不渡については原則として取引停止処分がなされます。

しかし、契約不履行（手形振出の原因関係上の契約に関する債務不履行）、詐欺（手形振出が詐欺によること）、紛失（手形が紛失したものであること）、盗難（手形が盗難にあったものであること）等の不渡事由の場合には、振出人が異議申立預託金を積んだうえ、異議申立を依頼すると、支払銀行は手形交換所に不渡手形金相当額（異議申立提供金）を提供して異議申立をし、不渡処分を免れさせることができるので、このような異議申立が実務上しばしば利用されています。

この異議申立預託金については、俗にこれを供託金ということがあるため、振出人等が手形所持人のために供託した金員と誤解されることがありますが、実際には、振出人等が不渡処分を免れるため、交換所に異議申立提供金を提供させる目的で支払銀行に預託する金員であって、手形所持人のため手形金支払を担保する目的で預託されるものではありません（最判昭和45年10月23日金法602号54頁）。

裁判等により手形所持人が手形債務者から手形金の支払を受ける権利のあることが確定したとしても、手形所持人は、当然に異議申立預託金から優先弁済を受けることができるわけではありません。

2 異議申立がなされた場合の手形債権者の対応

上記のとおり、手形所持人は、当然に異議申立預託金から優先弁済を受けることができるわけではありませんから、手形所持人が手形債権を回収するためには、一般債権者と同様、手形債務者に対する債務名義を得て、その財産に対して強制執行の手続をとらなければなりません。

この場合、手形所持人としては、異議申立預託金が振出人等に返還されることを防ぐ必要がありますし（振出人が不渡を覚悟で異議申立預託金の返還を受けることもあります）、また、手形債権者は、手形の不渡により他の債権者に先んじて異議申立がなされたこと及び振出人から支払銀行に対する異議申立預託金返還請求権があることを知ることができるので、手形金債権を被保全権利として、預託金返還請求権の仮差押をするのが適当です。

債権仮差押があれば、支払銀行の振出人等に対する預託金の返還はなされないことになりまから、手形債権者は、手形金請求訴訟（通常は手形訴訟です）を提起して判決をもらうことにより、確定判決あるいは仮執行宣言付判決を債務名義として強制執行を行うことができます。

手形債権者としては、強制執行手続により異議申立預託金の差押命令を得たうえで、持出銀

行に依頼して、差押命令送達届を手形交換所に提出してもらい、支払銀行がその請求によって異議申立提供金の返還を受けたうえで、支払銀行から異議申立預託金返還請求権の支払を受けることになります。

3 複数の債権者間の関係

しかし、前述のとおり、異議申立預託金は手形所持人のため手形金支払を担保する目的で預託されるものではありませんから、複数の債権者から異議申立預託金返還請求権の差押がなされた場合には、通常の債権執行の場合と同様、各差押債権者は平等に配当を受けることになり、手形所持人が当該請求権に対する優先権を持つことはありません。

また、通常の債権執行の場合と同様、差押または仮差押の先後により優先権が定まるということもあります。

例えば、手形債権者（甲）が異議申立預託金の仮差押をし、更に差押をしたとしても、異議申立預託金返還請求権の支払を受ける前に、他の債権者（乙）が異議申立預託金返還請求権の仮差押をし、または差押をした場合には、甲と乙は、各自の請求債権の割合に応じて配当を受けることになります。

また、差押債権者及び仮差押債権者以外の者であっても、執行力のある債務名義を有する債権者及び先取特権者は配当要求をすることができます（民事執行法154条1項）。

4 支払銀行による相殺との関係

更に、異議申立預託金は手形所持人のため手形金支払を担保する目的で預託されるものではないことから、第三債務者である支払銀行は、仮差押命令を受け取る前から有している反対債権で異議申立預託金返還請求権を相殺することができるものとされています（最判昭和45年6月18日民集23巻6号527頁）。

したがって、手形債権者が支払銀行を第三債務者として異議申立預託金返還請求権を仮差押し、更に差押をしたとしても、支払銀行が手形債務者に対して貸金債権等の債権を有している場合には、支払銀行は相殺権を行使することができ、貸金債権等の額が異議申立預託金の額を超える場合、相殺の結果、手形債権者は異議申立預託金から弁済を受けることはできません。

5 本件の場合

本件の場合、本件手形にかかる支払銀行DがA社に対して貸付金を有しているので、仮に当社とC社が異議申立預託金返還請求権の差押までしたとしても、支払銀行Dによる相殺が優先することとなります。

支払銀行Dによる相殺後、異議申立預託金返還請求権の残金がある場合には、当社とC社とが債権額に応じた按分により配当を受けることとなります。

以上のとおり、当社としては異議申立にかかる約束手形を所持していても、異議申立預託金から優先的に支払を受けることができるというものではありません。